

公 示

下記のとおり企画競争参加者を募集します。なお、本事業は、令和7年度予算に係る事業であることから、本企画競争に係る契約締結は、予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

記

1 件名

令和7年度「知」の集積による産学連携推進事業のうち産学官連携協議会運営等委託事業

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 下記6の提出期限の日において農林水産省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の申請を行っている、又は行うことを確約すること。
- (6) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。
この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る企画競争の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。
なお、契約候補者に決定した場合は規約書等（写）を契約締結前までに提出すること。
また、全構成員は、上記（1）から（5）までの要件に適合していることが必要であり、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3 契約候補者の選定方法

企画競争応募要領に基づき、提出された企画提案書等において審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 応募要領の配付期間及び取得方法

- (1) 配付期間： 令和7年2月6日（木） ～ 令和7年3月4日（火）
- (2) 取得方法： 応募要領（仕様書、契約書案を含む。）は農林水産省のホームページから入手すること。
なお、配付期間中（行政機関の休日を除く。）は、農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階、ドアNo.本135）でも配付する（午前10時～午後5時）。

5 説明会の開催

- (1) 開催日時： 令和7年2月13日（木） 午後2時00分
- (2) 開催方法： Web会議システムにより開催
※参加を希望する場合は、企画競争応募要領の5説明会の開催を参照の上、令和7年2月12日（水）正午までに申し込みすること。

6 企画提案書等の提出期限及び提出場所並びに提出方法

- (1) 提出期限： 令和7年3月5日（水） 午後3時00分
- (2) 提出先： 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階、ドアNo.本135）
- (3) 提出方法： 原則、件名に整理番号【079005】を付した電子メールによる送付とする。
なお、郵便・信書便又は持参による提出も可能とする。
※電子メールにより、企画提案書等を提出する場合は、応募要領の別添「電子メールを利用した書類の提出方法」を必ず確認の上、以下の宛先に送付すること。
メールアドレス：nousui_itakukeiyaku/atmark/maff.go.jp
(注) スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送信の際は「@」に変更して送信すること。
※郵便・信書便による送付の場合は、書留郵便等、配達記録が残る方法で送付し、提出期限厳守のこと。

7 企画提案会の開催

- (1) 開催日時： 令和7年3月10日（月）
- (2) 開催場所： Web会議システムにより開催
なお、開催場所等については、有効な書類を提出した者に対して令和7年3月7日（金）正午までに連絡する。

8 企画案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画提案書等は無効とする。

9 その他

本公示に記載なき事項は、企画競争応募要領による。

以上公示する。

令和7年2月6日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
牛 田 正 克

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。